

## 第 17 回 三朝町農業委員会総会 議事録

1 開催年月日	令和3年11月10日（水）午前9時 開会																														
2 開催場所	三朝町役場 第2会議室																														
3 出席委員	<p>農業委員 7人のうち出席者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;">1 番 青木君夫</td> <td style="width: 10%;">出</td> <td style="width: 33%;">2 番 野見幸雄</td> <td style="width: 10%;">出</td> <td style="width: 33%;">3 番 松原利志</td> <td style="width: 10%;">出</td> </tr> <tr> <td>4 番 米原章太郎</td> <td>出</td> <td>5 番 山本雅之</td> <td>出</td> <td>6 番 本田 博</td> <td>出</td> </tr> <tr> <td>7 番 村岡幸枝</td> <td>出</td> <td colspan="4" style="text-align: right;">出席 7人</td> </tr> </table> <p>農地利用最適化推進委員 5人のうち出席者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 33%;">吉田弘幸</td> <td style="width: 10%;">出</td> <td style="width: 33%;">山本一夫</td> <td style="width: 10%;">出</td> <td style="width: 33%;">吉田定夫</td> <td style="width: 10%;">出</td> </tr> <tr> <td>山本 満</td> <td>出</td> <td>楠本幸孝</td> <td>出</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">出席 5人</td> </tr> </table>	1 番 青木君夫	出	2 番 野見幸雄	出	3 番 松原利志	出	4 番 米原章太郎	出	5 番 山本雅之	出	6 番 本田 博	出	7 番 村岡幸枝	出	出席 7人				吉田弘幸	出	山本一夫	出	吉田定夫	出	山本 満	出	楠本幸孝	出	出席 5人	
1 番 青木君夫	出	2 番 野見幸雄	出	3 番 松原利志	出																										
4 番 米原章太郎	出	5 番 山本雅之	出	6 番 本田 博	出																										
7 番 村岡幸枝	出	出席 7人																													
吉田弘幸	出	山本一夫	出	吉田定夫	出																										
山本 満	出	楠本幸孝	出	出席 5人																											
4 欠席委員																															
5 農業委員会事務局職員	事務局長 安田寛 主査 小椋智子 専門員 大村哲也																														
6 議事録署名委員	4 番 米原章太郎 委員 7 番 村岡幸枝 委員																														
7 議事内容等	(1) 議案第 50 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（坂本） (2) 議案第 51 号 令和 4 年農作業標準料金等を設定することについて (3) 議案第 52 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について																														
8 報告事項	(1) 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について (2) 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知書について (3) 農地の利用目的等変更通知について																														
9 その他	(1) 農業委員会総会の日程について ①令和3年12月総会 12月9日（木）午後4時～ 三朝町役場 第2会議室  (2) 令和3年度農業委員会特別研修会について 参加者：山本会長、吉田弘幸推進委員、山本一夫推進委員、安田事務局長  (3) その他																														
11 閉会	午前9時50分																														

1. 開 会	
事務局	<p>定刻になりましたので、ただ今から、第 17 回三朝町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>山本会長、ご挨拶をお願いいたします。</p>
2. 会長挨拶	<p>おはようございます。</p> <p>米の消費が伸びないようで、米が食べられていないようだが、食べていないのは若い世代だけではなく、50～60代も食べていないようで、若い世代が原因ではなかったとのことです。三朝町は、米に依存した農業形態になっていますが、農業がつかなくなるような知恵を絞って、例えば畑作を推進するとかして、頑張っていきたいと思っていますところでは。</p>
3 総会成立宣言	
事務局長	<p>本日の出席委員は7名中、7名が出席されています。</p> <p>定足数に達していますので、三朝町農業委員会会議規則第4条第1項の規定により総会は成立することを報告します。</p> <p>それでは、三朝町農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は山本会長にお願いします。</p>
4 議事録署名委員の指名	
議長	<p>それでは日程に従いまして、第4の議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>三朝町農業委員会会議規則第22条第3項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>異議なしとのことですので、4番 米原章太郎 委員 7番 村岡幸枝 委員、を指名します。よろしくお願いたします。</p> <p>なお、書記は事務局でお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p>
5 議事	
(1) 議案第 50 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (坂本)	
議長	<p>「議案第 50 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (坂本)」を議題とします。</p> <p>事務局は議案の説明を行ってください。</p>
事務局	<p>それでは、「議案第 50 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について (坂本)」説明させていただきます。</p> <p>1 ページの議案書を開いていただきたいと思います。</p> <p>【議案書の朗読】</p>

	<p>申請者は、自動車部品の製造会社で、現在、当該申請地に隣接して操業しています。近年、自動車メーカーは、脱炭素に向けたEV化が急速に進み、申請者の取引先であるダイハツ工業軽自動車もハイブリッド車の生産を短期間で立ち上げるようになったとのことですが、現在の工場は既存の生産能力しかないことから、急遽工場増設による生産面積の確保が必要となったものでございます。</p> <p>申請地は、土地利用計画図に示しておりますように、工場の敷地用地と緑地として活用することになっております。なお、緑地については、三朝製作所の規模が工場立地法における特定工場となり、緑地面積を敷地面積の25%以上確保することが必要となった為、工場敷地用地に併せて整備することが必要になったものでございます。</p> <p>周辺の農地への影響は、農地が隣接することが無いことから影響はございません。用水につきましては、既存の水路に影響がないよう用地整備を計画されております。</p> <p>また、工場排水処理は、既設の工場内の油水分離装置で適正に処理して排水されることになっております。</p> <p>なお、転用計画の実現性につきまして、添付のとおり資金を確認しておりますので問題は無いと判断したところでございます。</p> <p>以上のとおり概要を説明させていただきました。</p> <p>事務局としましての審査表を 頁に示しておりますが、転用について問題はないと判断したところでございます。</p> <p>簡単ですが、説明は以上でございます。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>現地確認を行っておりますので、三徳地区の委員さんから報告をお願いします。</p>
2番委員	<p>当該農地の申請について、本日午前8時に申請地におきまして、山本最適化推進委員さん、安田事務局長さん、大村専門員さんと、現地確認を行いました。</p> <p>現地の現況を確認したところ、内容はただ今の事務局さんの説明のとおりでありまして、坂本、片柴の同意もあり、計画通り実施することで転用は問題ないと現地確認を行ったところでございます。</p> <p>以上、現地確認報告とします。</p>
議長	<p>それでは皆さんから、ご意見、ご質問をうかがいます。</p>
議長	<p>その他、皆さんご意見はありませんか。</p> <p><b>【意見無の声】</b></p> <p>ご意見が無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>それでは、議案第50号について、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p><b>【全ての委員の挙手を確認】</b></p>

	<p>《議長》</p> <p>それでは、議案第 50 号は承認されました。</p>
(2) 議案第 51 号 令和 4 年農作業標準料金等の設定について	
議長	<p>「議案第 51 号 令和 4 年農作業標準料金等の設定について」を議題とします。事務局は議案の説明を行ってください。</p>
事務局	<p>「議案第 51 号 令和 4 年農作業標準料金等の設定について」説明します。</p> <p>資料を次ページから付けておりますが、令和 3 年度の近隣市町の作業料金等の概要及び最近の燃料価格の動向を添付しております。</p> <p>なお、燃料価格は御承知のとおり原油価格の変動に伴うもので、その動向について参考資料を添付しておりますのでご確認いただければと思います。</p> <p>なお、令和 4 年度の標準料金等につきましては燃料の価格の上昇はありますが、産油国の今後の変動もあることから、昨年度に引き続き改定しないことで提案させていただきます。</p> <p>以上、簡単ですが説明を終わります。</p>
事務局長	<p>それでは追加で、近隣市町の令和 4 年度の改定に関する動向について報告させていただきます。</p> <p>先日の中部の農業委員会事務局長会議におきまして、このことについて意見交換を行っております。</p> <p>まだ、改定の協議は行っていないようですが、中部の市町では値上げもやむを得ない状況にあるのでは、とのことでした。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>それでは皆さんから、ご意見、ご質問を伺います。</p>
4 番委員	<p>農作業料金は、当事者間での合意によるものではあるが、コンバインの単価は高いと思う。他市町も同様か、それ以上の設定になっていると思う。機械は補助金を受けて導入されていると思うし、今よりも低い料金設定をされるべきではないか。</p>
会長	<p>農業機械については、機械更新のやり方で償却費用は大きく異なるので、一定の決まりを設定するのはどうかと思うが。</p> <p>標準料金等は、簡単に上げるものではないと思うので、4 年の標準料金は据え置くことにしてはと考える。</p>
議長	<p>その他、ご質問はありませんか。</p> <p>【全体を見まわして、意見がないことを確認】</p> <p>それでは、議案第 51 号について、昨年の標準料金等と同じものとするので承認される方は挙手をお願いします。</p>

	<p><b>【全ての委員の挙手を確認】</b></p> <p>《議長》  それでは、議案第 51 号は承認されました。</p>
(3) 議案第 52 号 農地利用集積計画（利用権設定）について	
議長	<p>「議案第 52 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について」を議題とします。</p> <p>事務局は、議案の説明を行ってください。</p>
事務局	<p>それでは、「議案第 52 号 農用地利用集積計画（利用権設定）について」説明させていただきます。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による「農用地利用集積計画」について、同法同条の規定により三朝町長より諮問がありましたので、本件に関し本委員会の承認、決議を求めるものでございます。</p> <p><b>【議案書をもとに朗読】</b></p> <p>諮問がありました、農用地利用集積計画書（案）について精査したところ、利用権を設定する者については、いずれも同法第 18 条第 3 号の各要件である、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 農用地利用集積計画の内容が町農業基本構想に適合するものであること。</li> <li>2 借受者が利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である。 <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて耕作又は養畜の事業を行うと認められること。</li> <li>ロ 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。</li> </ol> </li> <li>3 対象のうちの関係権利者すべて同意（共有の土地については二分の一を超える共有持分を有する者の同意）が得られることをすべて満たしていること。</li> </ol> <p>以上のすべてを満たしていると判断されることから、計画（案）を受理し本委員会に提案するものでございます。</p>
議長	<p>事務局の説明は終わりました。</p> <p>担当地域の委員さんは、計画書の農地を確認してください。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問はありませんか。</p> <p><b>【全体でないことを確認】</b></p> <p>無いようですので、質疑を打ち切ります。</p> <p>議案第 52 号について、承認される方は挙手をお願いします。</p> <p><b>【全ての委員の挙手を確認】</b></p> <p>それでは、議案第 52 号は、承認されました。</p>

議長	<p>以上で、本日の議事は終了しました。</p> <p>引き続き、第6の報告事項に移ります。</p> <p>事務局は、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは 頁からの「報告(1)農地法第3条の3第1項の規定による届出について」につきましては、2件の届出がありましたのでご確認いただきたいと思えます。</p> <p>事務局からの報告事項は、以上でございます。</p>
事務局	<p>続きまして「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございます。</p> <p>本件につきましては、現在の耕作者が高齢により継続しての耕作が困難になったことから、現在の利用権設定を解約し、新たな耕作者との利用権設定を行おうとするものでございます。</p> <p>なお、予定されている新たな耕作者は、水田に近い久原集落の方を想定されております。</p> <p>事務局からの報告事項は、以上でございます。</p>
事務局	<p>続きまして「農地の利用目的等変更通知書」でございます。</p> <p>本件につきましては、場所は本泉字前河原にあります田を地上げをおこなって畑にしようとするものでございます。</p> <p>隣接には農地もありますが、了解も取っておられます。</p> <p>また、担当地区の農業委員さんの確認も得ておられます。</p> <p>なお、工事期間が少し長いことから、届出者には「残土捨て場といった農地転用と誤認されないようにすること」と意見を付しております。</p> <p>事務局からの報告事項は、以上でございます。</p>
議長	<p>事務局から報告がありましたが、ご質問等ありましたら発言をお願いします。</p> <p><b>【発言なし】</b></p> <p>次のその他について、事務局は説明してください</p>
議長	<p>続いて、第7のその他に入ります。</p> <p>(1) 令和3年12月の農業委員会総会の日程について</p> <p><b>【協議の結果】</b></p> <p>12月9日(木)午後4時からの開会を予定します。</p> <p>会場は、第2会議室です</p>

	<p>(2) 令和3年度農業委員会特別研修会について 参加者：山本会長、吉田弘幸、山本一夫推進委員、安田寛事務局長</p> <p>(3) その他について なし</p>
議長	<p>本日準備しました案件等は全て終了しましたが、皆さんのほうで何かありましたら発言してください。</p> <p><b>【発言が無いことを確認】</b></p> <p>それでは、本日の委員会は以上を持ちまして終了します。</p> <p>皆さん、ご苦労さんでした。</p>
<p><b>【委員会終了：午前9時50分】</b></p>	

上記のとおり会議の顛末を記載し、その事実と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和3年11月10日

議長

(記名)

---

議事録署名委員

4番 農業委員

(記名)

---

7番 農業委員

(記名)

---